

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、静岡県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和4年2月22日

静岡県知事 川勝平太

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在地及び地番	地目	面積（平方メートル）
賀茂郡東伊豆町稲取字茶ノ平3252番2	畑	1,157（うち889）

2 申請に係る農地の利用の現況

平成29年2月28日付け農ビ第663号による裁定に基づき農地中間管理機構が借り受け、平成29年4月1日から5年間、耕作者に転貸している。

当該農地は、耕作者が果樹（みかん）の栽培に供し適正に利用している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和4年4月1日	10年	22,220

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年3月7日

(2) 提出先

静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項